

徳島県告示第四百六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。  
その関係図面は、徳島県土整備部砂防防災課及び徳島県西部総合県民局三好庁舎に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 区域の名称

池上急傾斜地崩壊危険区域

二 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱五号と標柱一号とを県道出口太刀野線に沿って結んだ線によって囲まれた区域

三 標柱

標柱一号	三好郡東みよし町西庄字池上	一三六番一
標柱二号	同	一二九番一
標柱三号	同	
標柱四号	同	一三〇番一
標柱五号	同	一三三番一